警察本部

警察学校

警察署

三重県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令を次のように定める。

平成25月3月18日

三重県警察本部長 髙須 一弘

三重県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

改正 平27県本部訓令第4号、平29第2号、第6号

目次

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 勤務管理(第7条—第9条)

第3章 勤務方法等(第10条—第19条)

第4章 指導監督等(第20条—第22条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、鉄道警察隊の運営に関する規則(昭和62年国家公安委員会規則第3号。 以下「鉄道規則」という。)に基づき、三重県警察鉄道警察隊(以下「鉄道警察隊」という。) の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 鉄道警察隊は、三重県警察本部地域部地域課に設置する。

(編成等)

- 第3条 鉄道警察隊の編成及び活動拠点は、別表第1のとおりとする。
- 2 隊員は、活動拠点の所属に勤務する警部補以下の階級にある警察官の中から警察本部長(本 隊の隊員にあっては、地域部地域課長(以下「地域課長」という。))が指定する。

(活動区域)

- 第4条 本隊の活動区域は、別表第2のとおりとする。ただし、犯罪の多発その他治安上必要が あると警察本部長が認める場合は、この限りでない。
- 2 分遣隊の活動区域は、別表第2に掲げる活動区域のうち、原則として分遣隊を設置している 警察署の管轄区域内とする。ただし、警乗活動を行う場合は、この限りでない。

(任務)

第5条 鉄道警察隊は、鉄道施設(列車、駅、線路、信号装置等の運転保安設備、車庫、工場、 変電所等鉄道事業の用に供する施設をいう。以下同じ。) 及びその周辺において、個人の生命、 身体及び財産を保護し、犯罪の予防及び検挙、事故の防止その他鉄道に係る公共の安全と秩序 の維持に当たることを任務とする。

(事件、事故等の処理範囲及び引継ぎ)

第6条 鉄道警察隊の事件、事故等の処理範囲は、原則として初動的な措置とし、別表第3に定めるところにより措置した後、その処理を関係警察署長に引き継ぐものとする。ただし、県内を警乗中の取扱い事案について、その発生地又は検挙地を管轄する警察署が特定できない場合は、原則として列車の進行方向の最寄りの停車駅を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

第2章 勤務管理

(勤務制)

- 第7条 鉄道警察隊長(以下「隊長」という。)及び本隊の隊員の勤務制は、三重県警察の処務 及び勤務に関する訓令(昭和45年三重県警察本部訓令第10号)第17条第1項第2号に規 定する日勤制勤務(一部毎日勤務又は毎日勤務)とする。ただし、地域課長は、公務のため必 要があると認めるときは、警察本部長の承認を得て勤務制を変更することができる。
- 2 分遣隊の隊員の勤務制は、地域警察の運営に関する訓令(平成9年三重県警察本部訓令第 10号)第9条の定めるところによる。ただし、地域課長は、鉄道警察隊の運用に必要がある と認めるときは、当該所属長に勤務制の変更を依頼することができる。

(勤務計画)

- 第8条 隊長は、鉄道施設及び鉄道輸送の実態、鉄道施設における犯罪及び事故の発生状況等を 勘案して、毎月25日までに、次の事項について翌月の勤務計画(様式第1)を策定し、地域 課長の承認を受けるものとする。
 - (1) 活動重点及び行事予定
 - (2) 隊員の勤務指定
 - (3) その他活動に必要な事項
- 2 隊長は、勤務計画に基づき、勤務日における活動重点等を勤務員に具体的に指示するものと する。
- 3 勤務計画を変更する場合は、その都度、隊長を経て地域課長の承認を受けるものとする。 (活動状況の報告)
- 第9条 鉄道警察隊の活動状況は、鉄道警察隊日誌(様式第2)、勤務日誌(様式第3)及び活動状況表(様式第4)により、隊長を経由して地域課長に報告するものとする。

第3章 勤務方法等

(通常基本勤務)

- 第10条 鉄道警察隊の通常基本勤務は、警戒警備、警乗、警ら及び在所の方法による。 (警戒警備)
- 第11条 警戒警備は、線路、運転保安設備等重要な鉄道施設について、巡回、駐留等の方法により警戒し、又は警備するものとする。
- 2 警戒警備に際しては、周密かつ鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問、検索等を行

うなどにより、異常又は不審と認められる人物、事象の発見及び真相の究明に努めなければな らない。

(警乗)

- 第12条 警乗は、列車内における公安の維持を図るため、列車に乗務して、犯罪の予防及び検 挙、事故の防止、要保護者の発見及び保護等に当たるものとする。
- 2 警乗は、原則として2人1組を単位として行うものとし、階級の上位者又は先任者を警乗責任者とする。
- 3 警乗に際しては、あらかじめ待合室及びその周辺を巡回して、挙動不審者、要保護者等の発 見に努めるものとする。
- 4 警乗の開始に当たっては、当該警乗列車の車掌と連絡をとり、口頭による警乗通告を行うものとする。ただし、犯人の追跡、人命の救助等緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 5 警乗中は、車内を巡回して、旅客の動向、手荷物の保管状況、不審物の有無等に注意しなければならない。
- 6 警乗は、警察庁が策定する全国計画及び地域課長が別に定めるところにより策定する計画(以下「実施計画」という。)に基づいて行うものとする。ただし、列車を利用した犯罪、列車に対する妨害事案、列車事故等が発生し、又は発生するおそれのある場合には、地域課長は実施計画以外の警乗を臨時に行わせることができる。
- 7 隊員は、実施計画を変更し、又は中止する場合は、隊長を経て地域課長に報告し、承認を得なければならない。
- 8 地域課長は、実施計画を策定し、及び変更したときは、警察庁及び管区警察局に報告すると ともに、関係府県警察に通報するものとする。また、その実施結果を警察庁及び管区警察局に 報告するものとする。
- 9 隣接府県警察の管轄区域にわたる警乗中に被疑者を逮捕したときは、特別の場合を除き、逮捕地又は最寄りの駅を管轄する府県警察と協議の上、当該府県警察に関係書類とともに、身柄を引き渡すものとする。

(警ら)

- 第13条 警らは、活動区域内の鉄道施設及び線路沿線を巡行することにより、犯罪の予防及び 検挙、危害の防止、市民に対する保護、助言及び指導、踏切等における交通の指導取締り、少 年の補導等を行うとともに、鉄道施設等に係る状況の把握に当たるものとする。
- 2 警らは、事件、事故等の発生実態に即して計画的かつ重点的に実施するものとし、徒歩又は 警ら用無線自動車により行うものとする。
- 3 徒歩による警らは、単独で行うものとする。ただし、鉄道施設の状況、治安情勢等から、警ら活動が広範囲に及ぶなどの場合であって、隊長が必要と認めたときは、2人以上で共同して行わせることができる。
- 4 警ら用無線自動車による警らは、原則として2人1組を単位として行うものとする。

- 5 警ら中に、鉄道施設に立ち入る必要があるときは、駅長、保線区長等の施設管理者に連絡し、 承諾を得て実施するものとする。ただし、犯人の追跡、人命の救助等緊急やむを得ない場合は、 事後、その内容を施設管理者に通報するものとする。
- 6 警らに際しては、市民に対する応接を丁寧かつ迅速に行うとともに、周密かつ鋭敏な観察力 及び注意力を発揮して、職務質問を行うなどにより、異常又は不審と認められる人物又は事象 の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(在所)

- 第14条 在所は、活動拠点の施設内において、諸願届の受理等を行うとともに、書類の作成及 び整理、装備資器材及び施設の点検整備等を行い、あわせて外部に対する警戒に当たるものと する。
- 2 在所に際しては、市民に対する応接を丁寧かつ迅速に行うとともに、周密かつ鋭敏な観察力 及び注意力を発揮して、職務質問を行うなどにより、異常又は不審と認められる人物又は事象 の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(特別勤務)

- 第15条 通常基本勤務のほか、地域課長が特に必要があると認める場合は、次に掲げる特別勤 務に従事させるものとする。
 - (1) 緊急配備のための活動を行うこと。
 - (2) 現場臨場、被疑者の同行その他事件、事故等の事案処理のため、所外において活動を行うこと。
 - (3) 鉄道施設における特別の治安情勢に鑑み、必要と認められる場合において、通常基本勤務によらずに犯罪の予防及び検挙、犯罪情報の収集、交通指導取締り等の活動を行うこと。
 - (4) 鉄道施設における雑踏警備、列車による現金その他の物品の輸送警備等に伴う警戒警備 の要員として活動を行うこと。
 - (5) 鉄道事業者その他関係機関、団体等(以下「鉄道事業者等」という。)又は県民の行う 鉄道事故防止のための諸活動への支援若しくは協力を行い、又は県民と共同でこれらの活 動を行うこと。
 - (6) 鉄道事業者等との連絡のために活動することその他鉄道警察隊員が、鉄道規則第3条第 1項の任務を達成するため、通常基本勤務によらずに必要と認められる特別な活動を行う こと。

(制服等の着用)

- 第16条 隊員は、原則として制服を着用し、鉄道規則第6条の2第1項に規定する標章を当該 制服の左襟に着装しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、隊員は、隊長が事件、事故等の発生状況等を勘案して必要がある と認めるときは、私服を着用することができる。
- 3 私服を着用して警乗を行うときは、関係鉄道事業者が発行する業務証明書を携帯するものと

する。

(鉄道事業者等との連携)

- 第17条 鉄道警察隊に、鉄道規則第8条第1項の規定による鉄道事業者等との連絡等を行う連絡担当者を置き、隊長をもって充てる。
- 2 連絡担当者は、連絡会議を開催するなど、鉄道事業者等との緊密な連携の保持に努めるものとする。
- 3 地域課長は、活動区域内の鉄道事業者等との間において、あらかじめ、事件、事故等の発生時における相互の連絡方法及び相互に連携して執るべき初動措置を定めておくものとする。

(隣接府県警察との連携)

- 第18条 隣接府県警察にわたる鉄道警察隊に係る事務の処理の適正化を図るため、鉄道規則第 14条第2項の連絡主任者に隊長をもって充てる。
- 2 連絡主任者は、隣接府県警察との間で、連絡会議を開催するなどして情報交換を行い、緊密 な連携の保持に努めるものとする。
- 3 地域課長は、隣接府県警察との間で、事件等の発生時における相互の連絡、協力の方法その 他相互の円滑な連携に必要な事項を定めるものとする。

(資料の整備)

第19条 隊員は、あらゆる活動を通じて収集した鉄道施設、鉄道運輸等に関する資料、鉄道施設における事件、事故等の発生状況、鉄道警察隊の活動状況等必要な統計を分析した資料その他鉄道警察隊の活動に必要な資料を常に活用することができるように整備するものとする。

第4章 指導監督等

(幹部の職務)

- 第20条 地域課長は、鉄道警察隊の運営全般を統括するとともに、本隊の隊員の配置並びに隊 員の運用、指揮監督及び指導教養を適切に行うものとする。
- 2 隊長は、地域課長を補佐し、鉄道運輸の実態、鉄道施設における事件事故等の発生状況に即 して鉄道警察隊を計画的に運営するとともに、隊員の運用、指揮監督及び指導教養を適切に行 うものとする。
- 3 地域課長及び隊長は、鉄道警察隊の運営に当たっては、他の警察部門及び警察署と緊密に連携して、その組織的機能が十分発揮できるよう努めるものとする。

(教養訓練)

- 第21条 地域課長は、隊員として必要な知識及び技能を習得させるため、隊長に隊員の勤務の 実態を的確に掌握させ、個々の能力、個性等に応じた教養訓練を計画的に実施するものとする。 (服務心得)
- 第22条 隊員は、任務の重要性を自覚し、厳正な規律と団結の下に強い責任感をもって、その 職務の遂行に当たらなければならない。

附則

この訓令は、平成25年3月25日から施行する。

附 則 〔平成27年2月16日 三重県警察本部訓令第4号〕 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成29年1月24日 三重県警察本部訓令第2号〕 この訓令は、平成29年1月24日から施行する。

附 則 〔平成29年3月28日 三重県警察本部訓令第6号〕 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 鉄道警察隊の編成及び活動拠点 -----

	名称		活動拠点									
	本 隊		地域部地域課									
	桑	名	桑名警察署桑名駅前交番									
分	亀	Щ	亀山警察署江ヶ室交番									
遣	消	<u> </u>	津警察署津駅前交番									
追	松	阪	松阪警察署松阪駅前交番									
隊	伊	勢	伊勢警察署曽禰町交番									
	鳥	羽	鳥羽警察署鳥羽駅前交番									

別表第 2 鉄道警察隊の活動区域

	路線名	活動区域
	関西本線	愛知県境~亀山駅経由~京都府境
J	紀 勢 本 線	亀山駅~多気駅経由~和歌山県境
	名 松 線	松阪駅~伊勢奥津駅
R	参宮線	多気駅~鳥羽駅
	草津線	柘植駅~滋賀県境
伊	勢鉄道	河原田駅~津駅
近	名 古 屋 線	伊勢中川駅~愛知県境
	大 阪 線	伊勢中川駅~奈良県境
	山田線	伊勢中川駅~宇治山田駅
	鳥羽線	宇治山田駅~鳥羽駅
鉄	志摩線	鳥羽駅~賢島駅
政	湯の山線	四日市駅~湯の山温泉駅
	鈴 鹿 線	伊勢若松駅~平田町駅
あろう	内 部 線	四日市駅~内部駅
なっ	八王子線	日永駅~西日野駅
三	三岐線	富田駅~西藤原駅
岐	北勢線	西桑名駅~阿下喜駅
伊	賀 鉄 道	伊賀神戸駅~伊賀上野駅
養	老 鉄 道	桑名駅~岐阜県境

別表第3

事件、事故等の処理範囲

種別	取扱い事案対象
1 事件及	(1) 事件及び事故の届出の受理、報告及び手配
び事故に 対する初 動活動	(2) 現場臨場 ア 負傷者の救護 イ 現場保存(長期にわたるものを除く。) ウ 現場検索による被疑者の発見 エ 被疑者、目撃者その他参考人の確保 オ 捜査資料の発見、収集及び保存 カ 現場の交通整理及び危険の防止
	(3) 現場臨場に伴い必要となる定型的かつ軽易な司法書類の作成
	(4) 緊急配備
	(5) 被疑者の検挙 ア 任意同行 イ 現行犯逮捕(常人逮捕の受理を含む。) ウ 緊急逮捕 エ 指名手配者等の逮捕 オ 逮捕に伴う押収及び捜索 カ 前記アからオに伴う必要な司法書類の作成
2 生活安全関係	(1) 保護 原則として、鉄道施設において着手した事案を処理する。
	(2) 少年の補導 非行少年等を現認した場合には、次によって措置するものとする。 ア 不良行為少年を発見したときは、注意、助言、指導等の現場措置を 行い、必要に応じて少年補導票を作成の上、生活安全部少年課を経由 して少年の住所地を管轄する警察署に引き継ぐ。 イ 犯罪少年は捜査報告書等を、触法少年、ぐ犯少年及び要保護少年は 調査報告書等を作成し、事件発生地を管轄する警察署(以下「所轄署」 という。)主管係に引き継ぐ。
	(3) 事件の処理 次に掲げる事件については、初動措置をとった後、関係書類を作成し、 所轄署主管係に引き継ぐものとする。 ア 軽犯罪法第1条違反 イ 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律違反 ウ 鉄道営業法違反 不正乗車を現認した場合には、鉄道事業者に通報し、その措置を委 ねるものとする。ただし、その態様により詐欺罪、有価証券偽造罪等 に該当する場合には、検挙等の措置を講ずるものとする。 エ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違 反 オ その他所轄署において処理することが適当と認められる事件

3 刑事関 次に掲げる事件については、初動措置をとった後、関係書類を作成し、所 係 轄署主管係に引き継ぐものとする。 (1) 司法警察職員捜査書類簡易書式例の対象事件のうち、次に掲げる事件 ア 屋外窃盗、万引き、かっぱらい イ 寸借、無銭飲食、無賃乗車 ウ 偶発的犯行で、かつ、金員以外の物を対象とする横領事件 エ 偶発的犯行で、かつ、凶器を用いない暴行又は傷害事件。ただし、 次に該当するものは、所轄署に事件処理を委ねる。 (ア) 余罪の多数あると認められる事件 (イ) 通常逮捕又は緊急逮捕した事件 (ウ) 前科者(交通法令関係の業務上過失致死傷罪及び交通法犯を除 く。) による事件 (エ) 被疑者又は被害者が暴力団関係者である事件 (オ) 麻薬等の中毒者による事件 (カ) 外国人が犯した事件(特別永住者を除く。) (キ) その他所轄署主管係が取り扱うことが適当な事件(知名人による 事件、被害が高額など社会の注目を浴びた事件等) (2) 微罪処分対象事件 4 交通関 (1) 交通監視及び交通指導取締り 係 踏切、駅前広場等における交通監視及び交通指導取締り活動に従事し、 交通違反を現認(認知)した場合には、交通切符、交通反則切符等を作 成し、所轄署主管係に引き継ぐものとする。 (2) 交通事故処理 踏切、駅前広場等における交通事故発生時の負傷者の救護、現場保存、 関係者の確保等所轄署の署員の到着まで、初動措置を行うものとする。 5 警備関 (1) 警衛及び警護 係 警衛又は警護計画に基づき列車内、駅等の鉄道施設において警衛又は 警護活動に従事する。 (2) 災害、列車事故等の警備活動 線路、橋等鉄道施設に係る災害警備及び事故発生時における避難等の 措置を行うものとする。 (1) 諸願届の受理 6 その他 鉄道施設における拾得物件の取扱いについては、当該施設の占有者に 差出しを教示する。 (2) 旅客等からの苦情、要望、相談等の処理 (3) 地理及び鉄道案内

日

勤

勤務計画 (月)

鉄道警察隊 活 重 点 特記事項 動 付 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 日 2 3 4 5 6 7 8 9 曜 日 行 予 定 階 級 所属 氏 名 本 隊 桑 名 亀 分 山 津 遣 隊伊 羽 当 番 活動人員

様式第2 (鉄道警察隊日誌)

課	長	次	長	隊	長	係	長			J	月	日曜日			勤務種別	日		勤	当		番	非		番	入	校	等	週	休	等		
								Э	F 侯			r	E H		莂																	
指示事項								重	活動 実施 重点 結果										T													
	時間帯 A											В				С						D						E				
階級		氏	:名	\	8:	30	9 10	0 1	1 1	1 2 1	13 1	4 1	.5 1	6 1	1 .7 1	.8 1	9 2	1 30 2	1 2	2 23	2	4 1	2	3	} 4	4	1 5 (5 7	7 8	:30		
						† 							 	 																		
]	 項			1	***	<u> </u>				Ē	<u> </u> 記																事					
] 																						

様式第3(勤務	5日誌)				«	月	日 階級	氏名	>>
指示事項			活動重点			実施結果			
項	目	数		記				事	
				1 1 1 1 1					
				1					
				1 1 1 1					

活動状况表(月分)

勤務場所	階級	氏 名

			活動時間																			活	動	実	績							
			鉄 道 警 察 勤 務												検挙実績等 各種照会等 現場臨場等									 位		実態把握活動等						
			通	党 其	本 勤		旦 雷	275 3		勤務						1天手>	大順寸			TD: 198.70	M Z 4				現場臨場				**	SILIERO BO	47	
Ħ	勤務別	休暇別	警戒警備	警乗	警ら	在所	緊急配備	事件・事故	維踏警備	地域安全活動	会議・教養	そ の 他	他の勤務	合計	刑法犯	特別法犯	そ の 他	少年補導	職務質問	人の照会	物の照会	鉄道施設立寄り	緊急配備	鉄道妨害	鉄道事故	その他	警察安全相談対応	同行警乗	活動報告	施設管理者面接	地理案内	書類作成
	Ħ	Ħ	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	件	件	件	人	人	人	台	口	件	件	件	件	件	口	件	人	件	件
1																																
2																																
3																																
4																																
5																																
6																																
7																																
8																																
9																																
10																																
11																																
13																																
14																																
15																																
小計																																
16																																
17																																
18																																
19																																
20																																
21																																
22																																
23																																
24																																
25 26																																
26																																
28																																
29																																
30																																
31																																
小計																																
合計	+																															